

# 国立大学法人東京医科歯科大学 特定有期雇用職員の就業に関する規則

平成20年10月28日  
規則第50号

## 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、期間を定めて雇用する特定の職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項について定めるものとする。ただし、外部資金及び特別教育研究経費（当該経費による事業推進にかかる大学裁量経費を含む。以下「外部資金等」という。）による事業を遂行するため、当該外部資金等により雇用される特定有期雇用職員（以下「外部資金教員等」という。）については、当該事業の実施について別に定める要領等において、この規則に定める基準に達しない労働条件を定めている場合には、この適用を妨げるものではない。
- 2 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条により、期間の定めのない労働契約に転換したのものについても、この規則を適用するものとする。

(特定有期雇用職員の定義等)

- 第2条 この規則を適用し雇用することができる特定有期雇用職員は、常勤の職員とし、次の表に掲げる職名とする。

| 種類            | 職名   |
|---------------|--|
| 特定フルタイム有期雇用職員 | (1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）<br>(2) 寄附講座（寄附研究部門）教授、寄附講座（寄附研究部門）准教授、寄附講座（寄附研究部門）講師及び寄附講座（寄附研究部門）助教（以下「寄附講座等の教員」という。）<br>(3) プロジェクト教授、プロジェクト准教授、プロジェクト講師及びプロジェクト助教（以下「プロジェクト教員」という。）<br>(4) 特任研究員<br>(5) 削除<br>(6) 研究支援者又は教育支援者<br>(7) シニアURA、リーダーURA、URA、URAトレーニー（以下「URA職員」という）<br>(8) 病院に勤務する医療職員<br>(9) ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）教授、ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）准教授、ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）講師及びジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）助教（以下「ジョイントリサーチ講座等の教員」という。）<br>(10) プロジェクト研究員 |

|             |   |
|-------------|---|
|             | (11) 特定業務職員<br>(12) 高等院特別栄誉教授<br>(13) クリエイティブ・マネージャー、クリエイティブ・アソシエイト<br>(14) その他別に定める者   |
| 特定短時間有期雇用職員 | (1) 特任教員<br>(2) 寄附講座等の教員<br>(3) 特任研究員<br>(4) 削除<br>(5) URA 職員<br>(6) ジョイントリサーチ講座等の教員<br>(7) 高等院特別栄誉教授<br>(8) クリエイティブ・マネージャー、クリエイティブ・アソシエイト<br>(9) その他別に定める者 |

- 2 特任教員とは、特定のプロジェクトや個別の労働契約に定める業務内容により、教育、研究又は診療に従事するものをいう。
- 3 寄附講座等の教員とは、国立大学法人東京医科歯科大学寄附講座及び寄附研究部門規則（平成16年規則第117号）に定めるものをいう。
- 4 プロジェクト教員とは、科学研究費補助金その他大学が指定する経費により雇用され、当該経費による事業遂行のための業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、他の競争的資金に応募する予定があるものをいう。
- 5 特任研究員とは、個別の労働契約に定める研究業務に従事するものをいう。
- 6 削除
- 7 研究支援者又は教育支援者とは、教育や研究に係る技術支援に関する専門的な職務に従事するものをいう。
- 8 病院に勤務する医療職員及び特定業務職員とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員の採用等に関する規則（平成16年規則第30号）第2条に定めるものをいう。
- 9 URA職員とは、国立大学法人東京医科歯科大学URA室組織運営要項（平成25年制定）第4条に定めるものをいう。
- 10 プロジェクト研究員とは、科学研究費補助金その他大学が指定する経費により雇用され、当該経費による研究業務（以下「雇用元の研究業務」という。）以外に、他の競争的資金に応募する予定があるものをいう。
- 11 外部資金等により雇用される特定有期雇用職員は、原則として、当該事業目的以外の業務には従事しない。ただし、その運営財源によっては、他の業務に従事させることができる。
- 12 高等院特別栄誉教授とは、国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院規則（平成30年規則第49号）第7条に定めるものをいう。
- 13 クリエイティブ・マネージャー、クリエイティブ・アソシエイトとは、国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構設置要項（平成30年制定）第16条に定めるものをいう。

（他の規則の準用）

- 第3条 前条第1項に掲げるものの就業に関する事項については、第2章以下の規定及び別に定めるもののほかは、職員就業規則の規定を準用する。
- 2 特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の就業に関する事項については、前項に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則（平成16年規則第57号。以下「教員任免規則」という。）の規定を準用する。

（遵守義務）

- 第4条 大学及び特定有期雇用職員は、それぞれの立場で職員就業規則及びこの規則を誠実に遵守し、業務に当たらなければならない。

## 第2章 任用

### (採用)

第5条 特定有期雇用職員の採用は、選考によるものとする。

2 特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の選考は、教員任免規則第3条から第3条の3までの規定を準用する。

3 特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の選考基準は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成16年規則第59号）の規定を準用する。

4 第2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、教授会等の意見聴取を経ず、役員会の意見を聴いて、特任教員を採用することができる。

5 前項の規定により選考する特任教員（以下「学長選考特任教員」という。）の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学長選考特任教員は、労働契約上、特定の部局等に所属せずに、大学の特任教員として雇用する。
- (2) 学長選考特任教員は、学長が命じた特定の事項を主たる職務として行う。
- (3) 当該学長選考特任教員にかかる管理及び監督については、学長が指名した者が行う。
- (4) 学長選考特任教員の選考手続については、別に定める。

### (任用期間及び更新)

第6条 特定有期雇用職員の任用期間及び更新については、次の各号に定めるところによる。

(1) 任用期間は12か月の範囲内で終期を付すものとする。ただし、次の場合については、当該日を終期とする。

ア 終期が採用日の属する事業年度（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）を超えることとなる場合においては、当該事業年度の末日

イ 本学特定有期雇用職員としての在職期間が5年を超えることとなる場合においては、当該超えることとなる日の前日

ウ 任期の定めのある本学職員としての引き続き在職期間が5年を越えることとなる場合においては、当該超えることとなる日の前日

(2) 労使双方が合意した場合に限り、任用更新することはできるものとし、任用更新する場合の任期については前号と同様とする。

(3) 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に定める空白期間を有する者については、空白期間前の本学在職期間は第1号イ及びウの在職期間に算入しない。

(4) 特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員のうち、勤務成績が優秀であると認められる者については、第1号イ及びウにかかわらず、当該事業が継続している期間を限度として、任用更新することができるものとする。

(5) 特定有期雇用職員（第6条の2の規定により期間の定めのない労働契約へ転換した者を除く。）の労働契約の締結又は更新は、当該職員の年齢が満65歳（研究支援者、教育支援者、URA職員、病院に勤務する医療職員、特定業務職員、クリエイティブ・マネージャー及びクリエイティブ・アソシエイトについては、満60歳）に達した日以後に到来する初の3月31日を超えて行うことはない。ただし、学長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(6) 特定有期雇用職員として採用され、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成26年法律第63号）第15条の2第1項各号に該当する者のうち、本学に在学している間に本学との間で任期の定めのある労働契約を締結していた者の第1号ウの適用については、当該在学期間は、同号に定める在職期間に算入しない。

(7) 前号までにかかわらず、特定有期雇用職員のうち特任研究員、研究支援者、URA職員及びプロジェクト研究員の職名で雇用される者の本条第1項第1号イ及びウの適用については、「5年」とあるものを「10年」と読み替え適用するものとする。

(8) 第一号および第二号の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、任用期間について、採用日から5年を超えない範囲内で終期を付すことができる。この場合において、労使双方が合

意した場合に限り、任用更新することができるものとし、任用更新する場合の任期は5年を超えない範囲内で終期を付すことができる。

- 2 学長は、引き続き1月を超えて雇用された特定有期雇用職員の雇用予定期間が満了し、職員就業規則第17条第3号に該当した場合において契約の更新をしないとき、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均給与（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金をいう。）の30日分の解雇予告手当を支給する。ただし、所轄の労働基準監督署長の認定をうけたときはこの限りではない。

（期間の定めのない労働契約への転換）

第6条の2 労働契約法第18条に規定する通算契約期間が5年を超える者が、現に締結している労働契約（以下「現有期労働契約」という。）の期間の満了する日の原則60日前までに、学長に対し、無期労働契約転換申込書により期間の定めのない労働契約への転換の申込み（以下「無期転換の申込み」という。）を行ったときは、現有期労働契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

- 2 前項により、期間の定めのない労働契約へ転換した者の労働条件は、現有期労働契約（契約期間を除く。）と同一とする。ただし、労働契約の更新の際に見直していた給与、所定労働日及び所定労働時間等の労働条件については、期間の定めのない労働契約へ転換した後も見直すことができる。
- 3 学長は、無期転換の申込みをした者に対し、無期労働契約転換申込受理書を交付するものとする。
- 4 無期転換の申込みをした者が、当該申込みを取下げようとするときは、現有期労働契約の期間の満了する日の原則30日前までに、学長に対し、無期労働契約転換申込取下げ書を提出するものとする。
- 5 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年6月11日法律第63号）第15条の2に該当する者の第1項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「10年」とする。

（定年）

第6条の3 労働契約法第18条により、期間の定めのない労働契約に転換した者の定年は、満65歳（研究支援者、教育支援者、URA職員、病院に勤務する医療技術職員、特定業務職員、クリエイティブ・マネージャー及びクリエイティブ・アソシエイトにあつては満60歳）とし、定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における初の3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、満65歳（研究支援者、教育支援者、URA職員、病院に勤務する医療技術職員、特定業務職員、クリエイティブ・マネージャー及びクリエイティブ・アソシエイトにあつては満60歳）を超えて期間の定めのない労働契約に転換した者の定年退職日は、当該期間の定めのない労働契約となった日以後における初の3月31日とする。
- 3 前項までに関わらず、特定有期雇用職員のうち特任研究員、研究支援者、URA職員及びプロジェクト研究員の職名で雇用される者の本条第1項第1号イ及びウの適用については、「5年」とあるものを「10年」と読み替え適用するものとする。

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の継続雇用）

第6条の4 第6条の2の規定により期間の定めのない雇用となった者について、その者が前条の規定による定年退職日の7ヵ月前までに継続雇用を申し出たときは、職員就業規則第17条（第2号を除く。）、第22条及び第23条第1項に定める事由に該当しない場合に限り、次項以下に定める条件で、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の一部を改正する法律附則第3項に基づきなお効力を有するとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定により、継続雇用しなければならないとされた者以外の者については採用しないことができる。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。前項ただし書は、この項の規定にこれを準用する。
- 3 前各項の規定による任期の末日は、その者が満65歳に達する日以後における初の3月31日以前とする。

- 4 前各項の規定により継続雇用された場合における給与、所定労働日及び所定労働時間等の労働条件は個別に定める。

### 第3章 給与

#### (給与)

第7条 特定有期雇用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

#### (年俸の決定)

第8条 特定フルタイム有期雇用職員の年俸は、別表第1に定める特定有期雇用職員本給表に定める号給により決定する。ただし、学長が特に認める場合は、当該本給表に定める号給を超える給与を支給することができるものとする。

- 2 特定短時間有期雇用職員の年俸は、前項に規定する号給の額を基礎として、その者の1週間当たりの労働時間数に応じて定める額により決定する。
- 3 任用期間が1年に満たない場合における年俸は、号給により決定される年俸を基準とし、当該任用期間に応じて決定する。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく年俸の決定については、その者の業績、経歴及び前職の年収額等を勘案し、学長が決定する。
- 5 その他年俸の決定に関し必要な事項は別に定める。

#### (諸手当)

第9条 特定有期雇用職員には、次に掲げる手当を支給できるものとする。

- (1) 通勤手当
  - (2) 休日給
  - (3) 夜勤手当
  - (4) 宿日直手当、診療・夜間看護等手当及び入学試験手当
  - (5) 海外拠点等特別業務手当
  - (6) 時間外労働手当（裁量労働制適用教員を除く。）
  - (7) 死体処理手当
  - (8) 放射線取扱手当
  - (9) 研究特別手当
  - (10) 職務付加手当
  - (11) 時間外麻酔手当
  - (12) セカンドオピニオン手当
  - (13) 健診業務協力手当
  - (14) 分娩手当
  - (15) 嘱託医手当
  - (16) 危険調整手当
  - (17) 看護師等特別手当
- 2 前項の手当は、特定フルタイム有期雇用職員は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）の規定を準用し、特定短時間有期雇用職員については、国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則（平成16年制定。以下「非常勤給与細則」という。）の規定を準用する。

#### (給与の支払等)

第10条 給与は、第8条第1項及び第2項の規定により定める年俸の12分の1の額（別表第1に定める「年俸月額」）を毎月支給する。

- 2 特定有期雇用職員が、任期の途中で退職したときは、退職の日の翌月以降の年俸月額は支給しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払等に関しては、次に掲げる規則等の例による。
  - ア 特定フルタイム有期雇用職員 職員給与規則
  - イ 特定短時間有期雇用職員 非常勤給与細則

- 4 プロジェクト教員及びプロジェクト研究員については、エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合をいう。）に基づき、雇用元の業務に対しては第2条第4項又は第10項に定める経費を、雇用元の業務以外の業務に対して運営費交付金又は寄附金により給与を支給することができるものとする。

#### 第4章 その他

（退職手当の不支給）

第11条 特定有期雇用職員には、退職手当を支給しない。

（特定フルタイム有期雇用職員の休暇）

第12条 特定フルタイム有期雇用職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号。以下、「労働時間等規則」という。）を準用する。ただし、労働時間等規則第20条第1項1号に定める一般病気休暇の適用については、採用の日から起算して6か月の期間を経過する日までの期間については、適用しない。

（特定フルタイム有期雇用職員の休職）

第13条 特定フルタイム有期雇用職員の休職については、職員就業規則第14条の規定を準用する。ただし、採用の日から起算して6か月の期間を経過する日までの期間については、休職をすることができない。

（特定短時間有期雇用職員の労働時間等）

第14条 特定短時間有期雇用職員の労働時間、休日等については、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成16年規則第52号）第5条から第10条及び第11条の2までの規定を準用する。

- 2 特定短時間有期雇用職員のうち、業務の性質上必要があると認められる職員については、みなし労働時間によることがある。
- 3 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3に定める労使協定の締結又は同法第38条の4に定める労使委員会の決議によるものとする。
- 4 特定短時間有期雇用職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員の就業に関する規則（平成16年規則第53号）第15条第2項から第8項及び第15条の2の規定を準用する。ただし、労働時間等規則第20条第1項1号に定める一般病気休暇の適用については、採用の日から起算して6か月の期間を経過する日までの期間については、適用しない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて本学日々雇用職員として第2条各号に定める職に在職している者は、この規則の規定にかかわらず、本学日々雇用職員として在職することができる。
- 3 この規則の施行日における年俸額の決定については、第8条第3項にかかわらず、その者の業績、経歴及び前職の年収額等を勘案し、学長が定めるものとする。

附 則（平成22年6月16日規則第47号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年11月28日規則第103号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日までに日々雇用職員としての在職期間があり、かつ、施行日において日々雇用職員から引き続き特定有期雇用職員となった者にかかる改正後の第6条第1項 第1

号イの適用については、日々雇用職員としての引き続き在職期間を本学特定有期雇用職員としての在職期間とみなして同号を適用するものとする。

附 則（平成26年4月30日規則第35号）

- 1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項表中職名欄の第3号、同条第4項及び第10条第4項の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 平成26年5月1日から平成26年5月31日までの間、第3条第2項、第5条第2項及び第3項並びに第6条第1項第3号中「特任教員、寄附講座等の教員及びプロジェクト教員」とあるのは「特任教員及び寄附講座等の教員」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年7月8日規則第54号）

- 1 この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年7月1日から適用する。ただし、改正後の第9条第1項第6号については、平成26年6月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前から任期の定めのある職員として引き続き在職している者については、改正後の第6条第1項第1号ウは適用しない。

附 則（平成26年7月8日規則第59号）

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規則第55号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第103号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月21日規則第130号）

この規則は、平成27年5月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年6月29日規則第148号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年8月5日規則第114号）

この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成28年11月7日規則第157号）

この規則は平成28年11月7日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日規則第44号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月6日規則第115号）

この規則は、平成29年9月6日から施行し、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日規則第11号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年4月4日規則第24号）

- 1 この規則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行日の前日までに採用された者については、改正後の第12条及び13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医学系等メディカルフェロー実施要領（平成15年11月1日制定）は廃止する。

附 則（平成30年9月6日規則第79号）

この規則は、平成30年9月6日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成30年11月13日規則第110号）

この規則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。附 則（平成30年12月6日規則第116号）

この規則は、平成30年12月6日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則（平成31年4月5日規則第73号）

この規則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月11日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日規則第74号）

この規則は、令和2年5月28日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第99号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第34号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第31号）

この規則は、令和4年3月1日施行し、令和4年2月1日から適用する。

別表第1 特定有期雇用職員本給表

| 号給 | 年俸        | 年俸月額    |
|----|-----------|---------|
| 1  | 2,400,000 | 200,000 |
| 2  | 2,520,000 | 210,000 |
| 3  | 2,640,000 | 220,000 |
| 4  | 2,760,000 | 230,000 |
| 5  | 2,880,000 | 240,000 |
| 6  | 3,000,000 | 250,000 |
| 7  | 3,120,000 | 260,000 |
| 8  | 3,240,000 | 270,000 |
| 9  | 3,360,000 | 280,000 |
| 10 | 3,480,000 | 290,000 |
| 11 | 3,600,000 | 300,000 |
| 12 | 3,720,000 | 310,000 |
| 13 | 3,840,000 | 320,000 |
| 14 | 3,960,000 | 330,000 |
| 15 | 4,080,000 | 340,000 |
| 16 | 4,200,000 | 350,000 |
| 17 | 4,320,000 | 360,000 |
| 18 | 4,440,000 | 370,000 |
| 19 | 4,560,000 | 380,000 |
| 20 | 4,680,000 | 390,000 |
| 21 | 4,800,000 | 400,000 |
| 22 | 4,920,000 | 410,000 |
| 23 | 5,040,000 | 420,000 |
| 24 | 5,160,000 | 430,000 |
| 25 | 5,280,000 | 440,000 |
| 26 | 5,400,000 | 450,000 |
| 27 | 5,520,000 | 460,000 |
| 28 | 5,640,000 | 470,000 |
| 29 | 5,760,000 | 480,000 |
| 30 | 5,880,000 | 490,000 |
| 31 | 6,000,000 | 500,000 |
| 32 | 6,120,000 | 510,000 |
| 33 | 6,240,000 | 520,000 |
| 34 | 6,360,000 | 530,000 |

|    |            |         |
|----|------------|---------|
| 35 | 6,480,000  | 540,000 |
| 36 | 6,600,000  | 550,000 |
| 37 | 6,720,000  | 560,000 |
| 38 | 6,840,000  | 570,000 |
| 39 | 6,960,000  | 580,000 |
| 40 | 7,080,000  | 590,000 |
| 41 | 7,200,000  | 600,000 |
| 42 | 7,320,000  | 610,000 |
| 43 | 7,440,000  | 620,000 |
| 44 | 7,560,000  | 630,000 |
| 45 | 7,680,000  | 640,000 |
| 46 | 7,800,000  | 650,000 |
| 47 | 7,920,000  | 660,000 |
| 48 | 8,040,000  | 670,000 |
| 49 | 8,160,000  | 680,000 |
| 50 | 8,280,000  | 690,000 |
| 51 | 8,400,000  | 700,000 |
| 52 | 8,520,000  | 710,000 |
| 53 | 8,640,000  | 720,000 |
| 54 | 8,760,000  | 730,000 |
| 55 | 8,880,000  | 740,000 |
| 56 | 9,000,000  | 750,000 |
| 57 | 9,120,000  | 760,000 |
| 58 | 9,240,000  | 770,000 |
| 59 | 9,360,000  | 780,000 |
| 60 | 9,480,000  | 790,000 |
| 61 | 9,600,000  | 800,000 |
| 62 | 9,720,000  | 810,000 |
| 63 | 9,840,000  | 820,000 |
| 64 | 9,960,000  | 830,000 |
| 65 | 10,080,000 | 840,000 |
| 66 | 10,200,000 | 850,000 |
| 67 | 10,320,000 | 860,000 |
| 68 | 10,440,000 | 870,000 |
| 69 | 10,560,000 | 880,000 |
| 70 | 10,680,000 | 890,000 |
| 71 | 10,800,000 | 900,000 |
| 72 | 10,920,000 | 910,000 |
| 73 | 11,040,000 | 920,000 |
| 74 | 11,160,000 | 930,000 |
| 75 | 11,280,000 | 940,000 |
| 76 | 11,400,000 | 950,000 |
| 77 | 11,520,000 | 960,000 |
| 78 | 11,640,000 | 970,000 |

|     |            |           |
|-----|------------|-----------|
| 79  | 11,760,000 | 980,000   |
| 80  | 11,880,000 | 990,000   |
| 81  | 12,000,000 | 1,000,000 |
| 82  | 12,120,000 | 1,010,000 |
| 83  | 12,240,000 | 1,020,000 |
| 84  | 12,360,000 | 1,030,000 |
| 85  | 12,480,000 | 1,040,000 |
| 86  | 12,600,000 | 1,050,000 |
| 87  | 12,720,000 | 1,060,000 |
| 88  | 12,840,000 | 1,070,000 |
| 89  | 12,960,000 | 1,080,000 |
| 90  | 13,080,000 | 1,090,000 |
| 91  | 13,200,000 | 1,100,000 |
| 92  | 13,320,000 | 1,110,000 |
| 93  | 13,440,000 | 1,120,000 |
| 94  | 13,560,000 | 1,130,000 |
| 95  | 13,680,000 | 1,140,000 |
| 96  | 13,800,000 | 1,150,000 |
| 97  | 13,920,000 | 1,160,000 |
| 98  | 14,040,000 | 1,170,000 |
| 99  | 14,160,000 | 1,180,000 |
| 100 | 14,280,000 | 1,190,000 |
| 101 | 14,400,000 | 1,200,000 |
| 102 | 14,520,000 | 1,210,000 |
| 103 | 14,640,000 | 1,220,000 |
| 104 | 14,760,000 | 1,230,000 |
| 105 | 14,880,000 | 1,240,000 |
| 106 | 15,000,000 | 1,250,000 |
| 107 | 15,120,000 | 1,260,000 |
| 108 | 15,240,000 | 1,270,000 |
| 109 | 15,360,000 | 1,280,000 |
| 110 | 15,480,000 | 1,290,000 |
| 111 | 15,600,000 | 1,300,000 |
| 112 | 15,720,000 | 1,310,000 |
| 113 | 15,840,000 | 1,320,000 |
| 114 | 15,960,000 | 1,330,000 |
| 115 | 16,080,000 | 1,340,000 |
| 116 | 16,200,000 | 1,350,000 |
| 117 | 16,320,000 | 1,360,000 |
| 118 | 16,440,000 | 1,370,000 |
| 119 | 16,560,000 | 1,380,000 |
| 120 | 16,680,000 | 1,390,000 |
| 121 | 16,800,000 | 1,400,000 |

単位：円